

「透過形スクリーン」事件

知財高裁平成17年（ネ）第10111号事件（平成18年10月4日判決）

原審：東京地裁平成16年（ワ）第9540号（平成17年8月30日判決）

<キーワード>

進歩性

<抜粋>

進歩性の判断において、当業者が引例に係る発明を組み合わせることで目的とする発明を容易になし得たとするためには、目的とする発明や引例に係る発明の課題、効果やその目指す方向を含む技術思想を考慮に入れざるを得ないというべきところ、本件発明は、光拡散性基板が観察側に、フレネルレンズ基板が光源側に配置されている透過形スクリーンにおいて、紫外線硬化樹脂により成形されているフレネルレンズ基板が、外光に含まれる紫外線により劣化してしまうという課題を、光拡散性基板に紫外線吸収作用をもたせることにより解決したことに、その特徴があるのだから、各引用文献に、このような本件発明の技術思想が開示も示唆もされていない以上、本件発明は進歩性を有するというに帰するものである。

しかしながら、引用発明1に引用発明3を組み合わせることによって、本件発明の構成と同一の構成が導かれれば、たとえ、それらを組み合わせる目的が、本件発明の課題と同一の課題を解決するためでなかったとしても、本件発明の課題も併せて解決されることは明らかである。

そして、そうであれば、引用発明1に引用発明3を組み合わせ、本件発明と同一の構成を導いたことが、本件発明と同一の課題の解決を直接の目的とするものでなかったとしても、引用発明1に引用発明3を組み合わせること自体に、他の課題によるものであれ、動機等のいわゆる論理付けがあり、かつ、これを組み合わせることにより、本件発明が課題とした点の解決に係る効果を奏することが、当業者において予測可能である限り、本件発明は、引用発明1、3に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものというべきである。